

◎新潟県告示第929号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、村上市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年7月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月27日（月）	午後1時から4時まで	新潟漁業協同組合山北支所	村上市全域
8月28日（火）	午前9時から正午まで	寒川生活改善センター	
	午後1時30分から4時まで	桑川水産物荷捌所	
8月29日（水）	午前9時から正午まで	新潟漁業協同組合山北支所	
8月30日（木）	午後1時から4時まで	さんぼく会館	
8月31日（金）	午前9時から正午まで	朝日総合体育館	
	午後1時から3時まで		
9月3日（月）	午後1時から4時まで	村上市体育館	
9月4日（火）	午前9時から正午まで		
9月5日（水）	午後1時から4時まで		
9月6日（木）			
9月7日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から3時まで	村上市勤労青少年ホーム	
9月10日（月）	午後1時から4時まで	村上市体育館	
9月11日（火）	午前9時から正午まで	岩船連絡所	
9月12日（水）	午後1時から4時まで	神林農村環境改善センター	
9月13日（木）		村上市役所荒川支所	
9月14日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会